

小川町告示第106号

小川町空き家情報バンク設置要綱を次のように定める。

平成28年4月28日

小川町長 松本恒夫

小川町空き家情報バンク設置要綱

小川町農家用住宅情報バンク制度実施要綱（平成25年小川町告示第130号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町内に存する空き家を有効に活用し、子育て世帯等の定住促進と地域活性化を図るため、小川町空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が自己の居住を目的として建築し、現に居住用として利用していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存する建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸又は分譲を目的とする建物を除く。
- (2) 空き家バンク 町内に存する空き家の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた空き家に関する情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して情報提供を行う制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利者により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 定住等 空き家に定住し、町の住民基本台帳に住所地を異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠とし、小川町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域の一員として自覚をもって生活する状態又は空き家に定期的に滞在し、経済、教育、文化、芸術、伝統技術の継承、農業活動等、地域活性化に寄与する活動を行う状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(宅建協会との協定)

第4条 町長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「宅建協会」という。）と次に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

- (1) 仲介業者の推薦
- (2) 空き家バンクへ所有者等から登録の申込みがあった空き家の登録に必要な調査
- (3) 空き家の賃貸借又は売買の契約交渉の仲介
(空き家の登録申込等)

第5条 空き家バンクへ空き家を登録しようとする所有者等は、小川町空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に小川町空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「様式第2号」という。）、物件登録同意書（様式第3号）及び当該空き家の固定資産税納税証明書を町長に提出するものとする。

- 2 前項の申込みに際し、所有者等は空き家情報の提供を受け定住等をしようとする者に対し、一定の条件を付すことができる。
- 3 町長は、第1項の規定による登録申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家バンクに登録するものとする。
- 4 町長は、第1項の申込みを受け、宅建協会に仲介を依頼し、仲介業者が決定したときは、小川町空き家バンク仲介業者決定通知書（様式第4号）により所有者等に通知するものとする。
- 5 第3項の規定による登録期間は、登録の日から起算して3年とする。
- 6 町長は、第3項の規定による登録をしたときは、小川町空き家バンク物件登録（変更）通知書（様式第5号。以下「様式第5号」という。）により当該所有者等（以下「物件登録者」という。）に通知するものとする。

(空き家の登録事項の変更の届出)

第6条 物件登録者は、当該登録事項に変更のあったときは、小川町空き家バンク物件登録変更届出書（様式第6号）に登録事項の変更内容を記載した様式第2号を添え、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、空き家の登録事項を変更したときは、様式第5号により当該物件登録者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 町長は、物件登録者または空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事項を空き家バンクから抹消するものとする。

- (1) 小川町空き家バンク物件登録（抹消・期間延長）届出書（様式第7号。以下「様式第7号」という。）による抹消の届出があったとき。
- (2) 空き家バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間の延長の申出がなかったとき。
- (3) 当該空き家に係る所有者等に異動があったとき。
- (4) その他空き家バンクへの登録について、町長が適当でない空き家であると認められたとき。

2 前項の規定により抹消をしたときは、小川町空き家バンク物件登録（抹消間延長）通知書（様式第8号。以下「様式第8号」という。）により当該物件登録者に通知するものとする。

(空き家の登録期間延長)

第8条 物件登録者は、空き家バンクの登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、満了日30日前から登録期間満了日までに、様式第7号を町長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により延長できる期間は、3年とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申出を受け、空き家バンクの登録期間を延長したときは、様式第8号により当該物件登録者に通知するものとする。

(空き家バンク登録情報の提供)

第9条 町長は、空き家バンクに登録された空き家の情報（以下「物件情報」という。）を小川町が管理するホームページ等において公開するものとする。

- 2 前項の規定により公開する物件情報の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 登録番号
 - (2) 売却又は賃貸の別
 - (3) 売却又は賃貸の希望価格
 - (4) 物件所在地
 - (5) 物件の概要
 - (6) 設備状況
 - (7) 主要施設等への距離

- (8) 位置図及び間取り図
- (9) 写真
- (10) 空き家情報の提供を受け定住等しようとする者に対する条件
- (11) その他町長が必要と認めた事項
(希望物件の交渉申込み及び通知)

第10条 利用希望者は、空き家バンクに登録された物件の交渉を申し込むときは、小川町空き家バンク物件交渉申込書（様式第9号）に誓約書（様式10号）を添えて、町長に申し込まなければならない。

- 2 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、小川町空き家バンク物件交渉申請通知書（様式第11号の1、様式11号の2）により物件登録者及び仲介業者に通知するものとする。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた仲介業者は、遅滞なく当該利用希望者と交渉を行い、その結果については、小川町空き家バンク物件交渉結果報告書（様式第12号）により速やかに町長に報告するものとする。

- 2 町長は、物件登録者と利用希望者の空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の小川町農家用住宅情報バンク制度実施要綱の規定によりされた、手続、処分その他の行為は、この告示による改正後の小川町空き家情報バンク設置要綱の規定によりされた手続、処分その他の行為とみなす。

様式第1号（第5条関係）

小川町空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

小川町長

宛て

住 所

氏 名

⑩

電話番号

Fax 番号

E-mail

小川町空き家情報バンク設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、小川町空き家バンク物件登録カード、物件登録同意書及び当該空き家の固定資産税納税証明書を添えて、小川町空き家バンクへ物件の登録を申し込みます。

1 登録する物件（「小川町空き家バンク物件登録カード」添付）

物件所在地： 小川町

備考 この申込みにより登録された個人情報は、小川町個人情報保護条例（平成13年小川町条例第2号）の規程に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

(様式第2号 裏面)

位置図及び間取り図

--	--	--	--	--	--

物件の概要Ⅱ(間取り)

1階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳)
	<input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳)
	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> その他 ()
2階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳)
	<input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳)
	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> その他 ()

主要施設等への距離

駅	km	スーパー	km	図書館	km
役場	km	幼稚園/保育園	km	消防署	km
警察署/交番	km	病院/診療所	km	中学校	km
小学校	km	バス停	km	郵便局	km

特記事項(入居者の条件指定、抵当権等必要に応じて)

入居者条件	子育て世代	若い人	単身者	その他 ()
家畜・ペット	不可	可 ()		

その他

■事務局処理欄(申込者は記入不要です)

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期限	年 月 日
登録変更日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日

物件登録同意書

私は、小川町空き家バンクへ物件の登録を申し込むに当たり、下記の内容に同意します。

- 1 契約交渉の一切について、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下、「宅建協会」という。）及び仲介業者へ町が依頼すること。
- 2 小川町空き家バンクに登録した情報（以下「空き家情報」という。）を町が宅建協会及び仲介業者に提供すること。
- 3 登録物件の詳細調査（立入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な事項）を宅建協会及び仲介業者が実施すること。
- 4 宅建協会及び仲介業者が詳細調査した結果を町に提供すること。
- 5 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）、宅建協会及び仲介業者が撮影した物件の写真を広く一般公開すること。
- 6 仲介業者が契約を進める際、利用希望者に空き家情報を提供すること。
- 7 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬の額以内を仲介業者に支払うこと。
- 8 仲介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して、町が一切関与しないこと。
- 9 登録申込み以降の手続き等は、小川町空き家情報バンク設置要綱の規定によること。

年 月 日

住 所

氏名（署名）

印

小川町長

宛て

様式第4号（第5条関係）

小川町空き家バンク仲介業者決定通知書

年 月 日

様

小川町長

印

年 月 日付けで依頼のあった仲介業者について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 免許番号 : _____

2 商号又は名称 : _____

3 代表者名 : _____

4 事務所所在地 : _____

5 電話番号 : _____

6 その他特記事項 : _____

様式第5号（第5条及び第6条関係）

小川町空き家バンク物件登録（変更）通知書

平成 年 月 日

様

小川町長 印

年 月 日付けで申し込みのあった小川町空き家バンク物件登録
について、次のとおり登録（変更）が完了したので通知します。

記

1 物件登録番号 : No. _____

2 登録内容 : _____

3 登録日 : _____年 月 日

4 有効期限 : _____年 月 日

（注）登録内容に変更等生じた場合、速やかに登録変更手続きを行ってください。

様式第6号（第6条関係）

小川町空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

小川町長

宛て

住 所

氏 名

印

電話番号

Fax 番号

E-mail

下記の小川町空き家バンク物件登録内容を別添「小川町空き家バンク物件登録カード」のとおり変更したいので届け出します。

記

1 物件登録番号 : No. _____

(注) この届出を受け付けた日に変更日となります。

様式第7号（第7条及び第8条関係）

小川町空き家バンク物件登録（抹消・期間延長）届出書

年 月 日

小川町長

宛て

住 所

氏 名

⑩

電話番号

Fax 番号

E-mail

下記の小川町空き家バンク物件登録（抹消・期間延長）をしたいので届け出します。

記

1 物件登録番号 : No. _____

（注）この届出を受け付けた日が登録日（抹消・期間延長）となります。

様式第8号（第7条及び第8条関係）

小川町空き家バンク物件登録（抹消・期間延長）通知書

年 月 日

様

小川町長

印

小川町空き家バンク物件登録について、次のとおり登録（抹消・期間延長）したので通知します。

記

1 物件登録番号 : No. _____

2 登録日（抹消・延長） : _____ 年 月 日

3 登録理由（抹消・期間延長） : _____

様式第9号（第10条関係）

小川町空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

小川町長

宛て

住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

Fax 番号

E-mail

小川町空き家バンクに登録された物件の交渉を希望するので、次のとおり申し込みます。

記

物件登録番号	No.
購入又は賃借の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円 ）
	<input type="checkbox"/> 賃借 希望価格（ 円／月）
希望条件等 （御自由にお書きください。）	

誓 約 書

私は、小川町空き家バンクの物件交渉を申し込むに当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 小川町空き家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しないこと。
- 2 小川町空き家バンクの利用を通じて、空き家へ居住することとなったときは、小川町の生活文化、自然環境等への理解を深め、地域の行事・活動への積極的な参加を行うなど、地域住民と協調して生活をする事。
- 3 事業活動等を行うこととなったときは、地域の活性化に寄与し、地域住民の理解を得られる事業活動を行うこと。
- 4 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「物件登録者」、「利用希望者」、「宅建協会」及び「仲介業者」間で解決すること。

年 月 日

申込者 住 所

氏 名（署名）

Ⓔ

小川町長

宛て

小川町空き家バンク物件交渉申請通知書

年 月 日

様

小川町長

印

物件登録番号No. _____ について、下記の者から小川町空き家バンク物件
の交渉申込みがあったので通知します。

記

利用希望者	フリガナ	
	氏名	
購入又は賃借の 別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入	希望価格（ _____ 円 ）
	<input type="checkbox"/> 賃借	希望価格（ _____ 円/月）
希望条件等		

(注) 今後の契約交渉について

- 1 小川町空き家バンク仲介業者決定通知書（様式第4号）に記載された仲介業者から連絡いたします。
- 2 利用希望者との契約交渉については、仲介業者と相談してください。

小川町空き家バンク物件交渉申請通知書

年 月 日

様

小川町長 印

物件登録番号No. _____ について、下記の者から小川町空き家バンク物件
の交渉申込みがあったので通知します。

記

利用登録者	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	Fax 番号	
	E-mail	
購入又は賃借の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格 (_____ 円)	
	<input type="checkbox"/> 賃借 希望価格 (_____ 円/月)	
希望条件等		

様式第12号（第11条関係）

小川町空き家バンク物件交渉結果報告書

年 月 日

小川町長

宛て

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部長 ㊟

小川町空き家バンクの交渉結果について、下記のとおり報告します。

記

1 物件登録番号	No.	
2 所在地	小川町	
3 種別	<input type="checkbox"/> 売買 ・ <input type="checkbox"/> 賃貸借	
4 交渉内容	<input type="checkbox"/> 成立	契約締結日（ 年 月 日 ）
		<input type="checkbox"/> 売買（ 円 ）
		<input type="checkbox"/> 賃貸借（ 円/月 ）
	契約期間 （ 年 月 日～ 年 月 日 ）	
<input type="checkbox"/> 不成立	理由：	
5 物件登録者	住所	
	氏名	
6 利用希望者	住所	
	氏名	
7 仲介業者 （商号・代表者名） （住所・電話番号）		